

設楽町

# 暮らしの便利帳

Convenient  
book  
for living

令和6年度





# 目次



■1, 届出・証明・申請・各種サービスのご案内	1
戸籍・住民異動・福祉サービス	2
小・中学校の転校、印鑑登録、防災	4
パスポート、固定資産税など、軽自動車など、臨時運行許可	5
おでかけ手段など、北設情報ネットワーク	6
諸証明、その他の事業	7
国民年金、介護保険	8
国民健康保険、後期高齢者医療制度	9
福祉医療制度	10
空家・空地・空店舗、農地・林地、森林、貸出物	11
公共施設の利用などに関するお問い合わせ窓口	12
■2, 補助制度のご案内	14
次世代育成支援(子育て支援・少子化対策)	15
田口高校に対する支援、高齢者支援	16
妊産婦支援、福祉医療費助成・予防接種費用助成・骨髄移植ドナー等助成	17
療養費の支給、農業支援	18
林業支援、地域づくり・人材育成支援	19
起業支援、その他(住環境の整備など)	20
■3, 生まれてからのできごとに沿って	22
妊娠・出産、子育て	23
入園・入学、就職	24
生活	25
結婚、引越し	27
医療	28
福祉、お悔み	29
お問い合わせ先番号	30



1

届出・証明・申請・  
各種サービスのご案内

# 届出・証明・申請・各種サービスのご案内



届出・証明・印鑑登録・パスポート作成などは、本人確認を行っています。本人が確認できるものをご持参ください。

**一つで本人確認ができるもの**

顔写真付きの公的機関が発行している証明書(運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど)

**二つで本人確認ができるもの**

顔写真が付いていない証明書(健康保険証、介護保険証、年金手帳など)

※代理人による場合は委任状が必要です。住民票は親族であっても別世帯の場合は委任状が必要となります。

※マイナンバーの通知カードは本人確認書類とはなりません。

## ■戸籍・住民異動・福祉サービス

届出の種類	必要なもの	届出人
<p><b>&lt;出生届&gt;</b> 子どもが生まれたとき ※<u>出生日から数えて14日以内</u></p> <p>○<b>受給できる手当</b> ・児童手当 ・子育て支援応援金支給</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生証明書</li> <li>・母子健康手帳</li> <li>・健康保険証</li> <li>・届出人の認印</li> <li>・請求者の保険証</li> <li>・マイナンバーカードまたは通知カード</li> <li>・請求者の預金通帳または振込先の分かるもの</li> </ul>	<p>優先順位</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①父または母</li> <li>②同居者</li> <li>③出産に立ち会った医師・助産師など</li> </ol>
<p><b>&lt;死亡届&gt;</b> 死亡したとき(妊娠4か月以上の死産を含む) ※<u>死亡事実を知った日から7日以内</u> ※<u>障害者手帳をお持ちだった場合は、後日、返還届の提出が必要</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡診断書または死体検案書</li> <li>・火葬場使用料(町民の場合20,000円)</li> </ul>	<p>優先順位</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①同居の親族</li> <li>②同居していない親族</li> <li>③家主、地主、家屋・土地管理人</li> </ol>
<p><b>&lt;婚姻届&gt;</b> 結婚するとき</p> <p>結婚または結婚後6か月以内に転入した場合、婚姻奨励を受けることが可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード(氏が変わる場合に必要)</li> </ul>	<p>夫と妻</p> <p>※<u>証人(成年者)2名の署名が必要</u></p>

届出の種類	必要なもの	届出人
<p>&lt;離婚届&gt; 離婚するとき ※18歳未満のお子さんがある方は、<u>児童扶養手当、遺児手当(県・町)の受給手続きが必要</u> (児童扶養手当、県遺児手当は、所得制限あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判離婚の場合は裁判の謄本と確定証明書(確定日から10日以内に届出)</li> <li>・マイナンバーカード(氏が変わる場合に必要)</li> </ul>	<p>夫と妻</p> <p>※証人(成年者)2名の署名が必要</p>
<p>&lt;転籍届&gt; 町内の別の場所または他市町村に本籍を変えるとき</p>	特になし	戸籍筆頭者と配偶者
<p>&lt;転入届&gt; 他の市町村から設楽町に住所を移したとき 空家の購入や新築された場合、交付金を受けることができる場合あり ※従前地で児童手当などを受給していた方については、<u>認定請求手続きが必要</u> ※障害者手帳をお持ちの方は、<u>住所地変更の手続きが必要</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前住所地の市町村が発行した転出証明書</li> <li>・在留カード(外国人の方)</li> <li>・マイナンバーカード(券面事項の変更に必要)</li> <li>※<u>年金手帳、介護保険証、各種医療受給者証など</u></li> </ul>	<p>本人または世帯主</p> <p>※転入した日から数えて<u>14日以内</u></p>
<p>&lt;転出届&gt; 設楽町から他の市町村に住所を移すとき ※児童手当などを受給していた方については、<u>受給資格消滅届などの手続きが必要</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出先の住所</li> <li>・印鑑登録証</li> <li>・在留カード(外国人の方)</li> <li>※<u>国民健康保険証、年金手帳、介護保険証、各種医療受給者証など</u></li> </ul>	<p>本人または世帯主</p> <p>※転出予定日前<u>14日以内</u> (転出証明書を発行) ※マイナンバーカードをお持ちの方は<u>マイナポータルからオンラインで提出可能</u></p>
<p>&lt;転居届&gt; 町内で住所が変わったとき ※障害者手帳をお持ちの方は、<u>住所地変更の手続きが必要</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カード(外国人の方)</li> <li>・マイナンバーカード (券面事項の変更に必要)</li> <li>※<u>国民健康保険証、年金手帳、介護保険証、各種医療受給者証など</u></li> </ul>	<p>本人または世帯主</p> <p>※転居した日から数えて<u>14日以内</u></p>

※上記のほかに養子縁組、養子離縁、入籍届、認知届などがあります。

※出生、婚姻、死亡など戸籍の届出は、閉庁時でも本庁、津具総合支所で受け付けます。

※マイナンバーカードに関する事務は町民課のみ受け付けます。

※戸籍に関する届出の押印は任意です(令和3年9月1日から押印義務が廃止されました)。

※令和6年3月1日から本籍地以外の窓口でも戸籍証明書などの広域交付の請求ができるようになりました。ただし、戸籍の附票、受理証明書などは広域交付の対象外となります。

問い合わせ先 町民課 ☎62-0519 管理課(支所) ☎83-2301

## ■小・中学校の転校

こんなとき	手続きなど
町外から設楽町の小・中学校に転入するとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 転校前の学校から転校に必要な書類を受けとる。</li> <li>2. 住民異動(転入)手続きをした後、教育委員会で転入学手続きをする。</li> <li>3. 上記1. で受けとった書類を持参して新しい学校へ行く。</li> </ol>
設楽町の小・中学校から町外へ転出するとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 転出先が決まったら、現在通学している学校に連絡する。</li> <li>2. 現在通学している学校から転校に必要な書類を受けとる。</li> <li>3. 住民異動(転出)手続きをした後、教育委員会で転学の手続きをする。</li> <li>4. 転出先の市町村で住民異動(転入)手続きをする。その際、上記2. で受けとった書類を持参して、新しい学校への転学手続きの方法を尋ねる。</li> </ol>
設楽町内の小・中学校間で転校するとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 転居先が決まったら、現在通学している学校に連絡する。</li> <li>2. 教育委員会で転校の手続きをする。</li> </ol>

問い合わせ先 教育委員会 ☎62-0531

## ■印鑑登録

こんなとき	必要なもの	その他
本人が登録するとき	・登録する印鑑	顔写真付の身分証明書がない場合は、保証書が必要 (町内に住所を有し、印鑑登録してある方は保証書に署名し登録印を押印し、保証人となる)
代理人が登録するとき	・登録する印鑑 ・代理人の認印	本人へ郵送により照会し、回答書を持参してから交付
印鑑登録証・登録印をなくしたとき、または変更したいとき	・登録する印鑑	申請は原則、本人のみ 代理人が申請する場合は、委任状が必要

※世帯内で同じ印鑑や印影が似ている印鑑は登録できません。

※15歳未満の方は登録できません。

※他市町村へ転出すると無効となります。

問い合わせ先 町民課 ☎62-0519 管理課(支所) ☎83-2301

## ■防災

こんなとき	内容
転入・転出	<p>防災行政無線戸別受信機の無償貸与 下記二次元コードからでも防災行政無線の情報を取得できます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>設楽町防災無線</p>  <p>AppStore GooglePlay</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>すぐめーる Plus</p>  <p>LINE</p> </div> </div>

問い合わせ先 総務課 ☎62-0511

## ■ パスポート

こんなとき	必要なもの
パスポートの申請や切替をするとき	・戸籍謄本、写真 1 枚、パスポート(作成された事がある方) ※受領時 収入印紙、県証紙(出納室で購入可能)
結婚などにより氏名や本籍の県名に変更があったとき	・戸籍謄本、写真 1 枚、パスポート ※受領時 収入印紙、県証紙(出納室で購入可能)
査証欄の余白がなくなったとき	パスポート、写真 1 枚、戸籍謄本(戸籍上の氏名、本籍の県名などを変更した方) ※受領時に収入印紙、県証紙(出納室で購入可能)

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインでパスポートの更新を行うことができます。

問い合わせ先 町民課 ☎62-0519

## ■ 固定資産税など

こんなとき	必要なもの	届出人
未登記家屋の名義人が死亡したとき	未登記家屋所有者変更届	本人、相続人または代理人
未登記家屋を取り壊したとき	建物滅失届	

※登記されている土地または家屋については、名古屋法務局新城支局で相続登記や建物滅失登記の申請が必要です。なお、令和 6 年 4 月 1 日から相続登記の申請が法律により義務化されました。

問い合わせ先 財政課 ☎62-0516

## ■ 軽自動車など

こんなとき	必要なもの	届出人
原動機付自転車などを登録するとき	・購入の場合: 販売証明書 ・譲受の場合: 譲渡証明書 ※他市町村で登録している(していた)車両を新たに設楽町ナンバーとして登録する場合は、追加の書類が必要となる場合があるので、別途問い合わせください。	本人または代理人 (身分証明書が必要)
原動機付自転車などを廃車にするとき	・ナンバープレート	

問い合わせ先 財政課 ☎62-0516

## ■ 臨時運行許可

こんなとき	必要なもの	届出人
臨時運行許可を受けるとき	・対象自動車を特定できる書類(譲渡証明書・販売証明書・廃車証明書・自動車検査証) ・自動車損害賠償責任保険証 ・手数料(750 円)	本人または代理人 (身分証明書が必要)

問い合わせ先 町民課 ☎62-0519

## ■おでかけ手段など

項目	手続きなど
公共交通 「おでかけ北設バス」	・料金、時刻について ・予約バスの会員登録など ※津具地内「のってかっせ」は津具商工会 ☎83-2114へお問い合わせください。
福祉移送サービス	要介護者、障害者などの移動サービス(市町村福祉有償運送) ※あらかじめ会員登録が必要

問い合わせ先 「おでかけ北設バス」については 生活課 ☎62-0522  
「福祉移送サービス」については 町民課 ☎62-0519

## ■北設情報ネットワーク

こんなとき	手続きなど	ご負担額(税込)
新規加入(転入などに伴う新たな引込工事)	加入(利用)申込書	・テレビのみまたはインターネットのみ:66,000円 ・テレビおよびインターネット:105,600円
転出・死亡などに伴う加入者名の変更	加入者地位承継届	なし
契約内容の変更(休止・再開)	加入(利用)申込書	手数料 550円/件
契約内容の変更(インターネットまたはテレビ視聴追加工事)	加入(利用)申込書	39,600円
改装工事などによる一時的な光ケーブルの移設や張替え	設置場所移転申込書	5,500円～工事一式の実費
引込・撤去工事の際の家主の同意の確認	加入承諾書	なし
脱退(転出などに伴う設備一式の撤去工事)	脱退届	22,770円+手数料 550円
転居(町内)	脱退届+加入(利用)申込書	両手続きの合計額

※新規加入や脱退など工事が必要となる申込みや届出は、道路占有許可申請などの手続きが必要となる場合がありますため、工事施行まで1か月半～2か月ほどお時間をいただく場合があります。

問い合わせ先 企画ダム対策課 ☎62-0514  
北設広域事務組合情報ネットワーク係 ☎83-5733




**■諸証明 ※申請には本人確認書類が必要、代理人は委任状も必要**

証明書	手数料 (1通につき)	申請できる方	その他
全部(一部)記載事項証明(戸籍 謄・抄本)	450 円	本人、配偶者、直系 親族、代理人または 利害関係者	本籍地以外の市区町村 窓口でも戸籍証明書・除 籍証明書を請求できま す(広域交付)。 ※広域交付は、郵送や 代理人による請求はでき ません。 ※戸籍の附表、受理証 明書などは広域交付の 対象外です。
改製原戸籍謄(抄)本 除籍謄(抄)本	750 円		
戸籍届出書受理証明書	350 円		
戸籍記載事項証明書	350 円		
戸籍電子証明書提供用識別符号	400 円		
除籍電子証明書提供用識別符号	700 円		
住民票の写し	200 円	本人、同じ世帯にい る方、代理人または 利害関係者	
住民票記載事項証明書	200 円		
戸籍の附票の写し	200 円		
身分証明書	200 円	本人または代理人	
印鑑登録証明書	200 円	印鑑登録証(カード) を持参された方	必要な方の印鑑登録証 (カード)
納税証明書 所得証明書 評価証明書 課税証明書	200 円	本人、相続人、または 同じ世帯にいる方	評価証明書は 1 件につ き 200 円 登記用(法務局提出用) の評価証明(評価通知) は無料

問い合わせ先 町民課 ☎62-0519 管理課(支所) ☎83-2301

(納税、所得、評価、課税)証明書については 財政課 ☎62-0516

**■その他の事業**

項目	手続きなど
ゴミの収集について ・可燃ごみ ・特別収集 ・ペットボトル白色トレイ、使用済み乾電池 ・粗大ゴミ収集	ゴミ収集日のカレンダーを HP 上に 掲載していますので右記二次元コードからご確認ください。 ※月～金曜日と毎月第 2 日曜日は、 中田クリーンセンターで持ち込みゴミ を受け付けています。 (受付時間 午前 10 時 30 分～正午、午後 1 時～4 時) ※収集日の午前 8 時 30 分までにゴミを出しまし よう! 
簡易水道・下水道・農業集落排水	新規加入、利用開始・廃止、休止、名義変更など は生活課へご相談ください。
建築物の新築・改築・増築	建物の大きさ、構造、用途、敷地の条件などにより 提出していただく書類が違いますので、建設課へ ご相談ください。

項目		手続きなど
建築物の取り壊し	取り壊し前に行うこと	建物リサイクル法に関する届出を建設課へ提出してください。
	取り壊し後に行うこと	登記されている場合には、名古屋法務局新城支局で滅失登記申請を行う必要あり 登記されていない場合には、財政課または管理課へ建物滅失届の提出が必要 ※届出用紙は、各窓口に配置

問い合わせ先 生活課 ☎62-0522 建設課 ☎62-0528  
財政課 ☎62-0516 名古屋法務局新城支局 ☎0536-22-0437

## ■国民年金

こんなとき	必要なもの
厚生年金や共済年金のある会社などを退職したとき	社会保険の資格喪失証明書、年金手帳
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されなくなったとき	年金手帳、離職などの日がわかるもの
年金を受給するとき(65歳になったとき)	年金手帳、戸籍謄本、預金通帳など
年金を受給している方が死亡したとき	死亡者の年金証書、請求者の預金通帳、請求者の戸籍謄(抄)本など
所得が少なく保険料の納付が困難なとき ①保険料免除制度 ②納付猶予制度(50歳未満) ③学生納付特例制度	①②年金手帳 ③年金手帳、在学証明書または学生手帳 ※①、②の場合で、退職したことにより保険料の納付が困難なときは、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなどが必要

問い合わせ先 町民課 ☎62-0519

## ■介護保険

こんなとき	必要なもの
介護認定を受けるとき	
65歳以上の方	介護保険証、通知カードまたはマイナンバーカード
40歳以上65歳未満の方 (特定疾病に該当する方)	健康保険証、通知カードまたはマイナンバーカード
転入したとき	前住所地の市町村が発行した介護保険資格者証または介護保険受給資格者証
転出・転居・死亡したとき	介護保険証

問い合わせ先 町民課 ☎62-0519  
東三河広域連合福祉事業部介護保険課 ☎0532-26-8460

## ■国民健康保険

こんなとき		必要なもの
加 入	他の市町村から転入したとき	届出人の認印
	他の健康保険などを脱退したとき	健康保険の資格喪失証明書など
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	保険証
そ の ほ か	住所・世帯主などが変わったとき	保険証
	保険証を紛失または汚して再発行するとき	保険証
	70歳未満の方が入院や高額な外来診療を受けるとき(限度額認定証が必要なとき)	保険証
脱 退	他の市町村へ転出するとき	保険証
	他の健康保険に加入したとき	国民健康保険証、他の健康保険の保険証または健康保険の資格取得証明書
	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証、葬祭執行者の預金(貯金)通帳

問い合わせ先 町民課 ☎62-0519

## ■後期高齢者医療制度

こんなとき	必要なもの
県外に転出するとき	保険証
県外から転入するとき	保険証、負担区分等証明書、障害認定証明書、職場の健康保険などの被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書
県内で住所が変わるとき	保険証
死亡したとき	保険証、葬祭執行者の預金(貯金)通帳 葬儀を行った場合は、その事実がわかるもの(会葬礼状など)
高額療養費を受けるとき	支給申請のお知らせ(ハガキ) 保険証、預金(貯金)通帳
医師の指導によりコルセットなどの補装具を作ったとき	保険証、医師の証明書、補装具の領収書、預金(貯金)通帳

※上記のほか、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「特定疾病療養受療証」をお持ちの方は併せて持参してください。

問い合わせ先 町民課 ☎62-0519


県後期高齢者医療広域連合 ☎052-955-1227

## ■福祉医療制度

対象者	内容	手続きに必要なもの
<b>「子ども医療」</b> 0歳から18歳到達年度の3月31日までの方(ただし、高校生は保護者の住所が設楽町にある方)	・愛知県内の受診の場合、保険診療分の医療費の負担なし ・県外受診の場合、申請後に保険診療分の自己負担分を助成	健康保険証、保護者の認印(高校生は在学証明書または学生手帳)
<b>「身体障害者医療」</b> ・身体障害者手帳を所持している方で1～3級に該当する方 ・身体障害者手帳を所持している方で腎臓機能障害(4級)に該当する方 ・身体障害者手帳を所持している方で進行性筋萎縮症(4～6級)に該当する方 ・知能指数が50以下の知的障害者の方 ・自閉症状群と診断されている方	※ <u>高校生の子ども医療受給者の方は、愛知県内外の受診にかかわらず一旦窓口で医療費をご負担いただき、申請後に助成</u>	健康保険証、本人の認印、身体障害者手帳または療育手帳(自閉症状群と診断されている場合は診断書)
<b>「母子(父子)医療」</b> (所得制限があります) ・18歳までの児童(18歳に達した最初の3月31日までの者)を扶養している配偶者のいない母または父 ・母子家庭の母または父子家庭の父に扶養されている児童 ・父母のいない児童		健康保険証、本人の認印、児童扶養手当証書または遺児手当決定通知書、所得証明書(転入される方のみ)
<b>「精神障害者医療」</b> ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級該当者 ・自立支援医療受給者証(精神通院)対象者	・精神疾病の場合、入院の際、手帳1・2級該当者は全額、自立支援医療受給者証所持の方は1/2を申請後に助成 県内病院へ通院の場合は保険診療分の自己負担なし(県外は申請後に助成) ・精神疾病以外の場合、手帳1・2級該当者は、申請後に保険診療分の自己負担分を助成	健康保険証、本人の認印、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)
<b>「後期高齢者福祉医療」</b> ・障害者、精神障害者1、2級所持者、戦傷病者医療費該当高齢者および母子家庭など ・公費負担医療受給資格要件該当者 ・戦傷病者手帳を所持している高齢者 ・ひとり暮らしで扶養親族などに入っておらず、一定所得以下の方	保険診療医療費の全額を助成 ※ <u>ひとり暮らしは保険診療分医療費の1/2を助成(県内受診のみ)</u>	健康保険証、本人の認印、後期高齢者医療保険証(戦傷病者医療該当者、母子家庭など、ひとり暮らしの対象者は非課税証明書など収入の確認できるもの)
<b>「妊産婦医療」</b> 妊産婦	妊娠を届出した月の初日から出産日の翌月末日までに支払った保険診療分の自己負担額を申請後に助成	認印、母子健康手帳

問い合わせ先 町民課 ☎62-0519

## ■空家・空地・空店舗

こんなとき	内容	手続きなど
賃貸借・売買したいとき	空地・空家バンク制度により物件を登録し、希望者へ紹介します。	下記二次元コードをご確認ください。  「設楽ぐらし HP」

問い合わせ先 企画ダム対策課 ☎62-0514

## ■農地・林地

こんなとき	必要なもの
相続により農地を取得したとき	当該土地の登記事項証明書などの届出の原因を証明する書面 当該土地の位置図
新たに森林を取得したとき (相続を含む)	当該土地の登記事項証明書などの届出の原因を証明する書面 当該土地の位置図

問い合わせ先 産業課 ☎62-0527

## ■森林

こんなとき	必要なもの
森林を伐採するとき	当該土地の位置図、本人確認書類、伐採・造林をする権原があることの証明書類、隣接地との境界確認を行ったことの証明書類 ※届出内容によって提出していただく書類の種類が異なりますので、産業課へご相談ください。

問い合わせ先 産業課 ☎62-0527

## ■貸出物 ※以下のものは無料で貸出(条件あり)

貸出物	概要	対象	問い合わせ先
林業機械(ポータブルウインチ、薪割機)	ポータブルウインチは 30 日以内 薪割機は 15 日以内 (使用に係る燃料費などを除く)	町内の森林 ボランティア 団体、自治会、 団体、町民など	産業課 ☎62-0527
イベントテント	20 張	町民	
エンジブロウ	1 か月以内 2 台まで貸出 (地域での道路維持管理の目的による)	町民	建設課 ☎62-0528
グラウンドゴルフ	スティック 5~8 本、ボール 8 個(1 セット) 10 組、8 ホール 2 セット(計 16 ホール)	町民	教育委員会 ☎62-0531
スポーツ吹き矢	4 セット(吹き矢 4 本、得点版(的)4 つ マウスピース、矢、多数あり)	町民	
ストラックアウト	1 セット(得点版 1 つ、ボール 5~10 個)	町民	
ペタンク	1 セット(ボール 10 個)	町民	

## ■ 公共施設の利用などに関するお問い合わせ窓口

施設区分	施設名	問い合わせ先/担当部署
庁舎等	設楽町役場本庁舎	総務課  ☎62-0511
	設楽町津具総合支所	管理課  ☎83-2301
集会施設	段嶺町民センター	段嶺窓口センター  ☎64-5142
	神田町民センター	神田窓口センター  ☎62-1898
	コミュニティプラザしたら(コミュニティセンター)	設楽町商工会(予約受付、管理)  ☎62-0004 企画ダム対策課(担当)  ☎62-0514
	田口特産物振興センター	田口特産物振興センター(予約受付)  ☎62-0977 公共施設管理協会(管理)  ☎62-0991 産業課(担当)  ☎62-0527
	田峯農村環境改善センター	田峯農村環境改善センター(田峯区)(予約受付、管理)  ☎64-5124 産業課(担当)  ☎62-0527
	津具基幹集落センター	シルバー人材センター津具(予約受付、管理)  ☎83-2166 管理課(担当)  ☎83-2301
スポーツ施設	田口山村トレーニングセンター	シルバー人材センター(予約受付、管理)  ☎62-1784 産業課(担当)  ☎62-0527
	田口テニスコート(萩平)	公共施設管理協会(管理)  ☎62-0991 教育委員会(担当)  ☎62-0531
	田口弓道場	教育委員会  ☎62-0531
	田峯弓道場	
	名倉水泳プール	公共施設管理協会(管理)  ☎62-0991 教育委員会(担当)  ☎62-0531
	名倉スポーツ広場	名倉窓口センター(管理)  ☎65-0001 教育委員会(担当)  ☎62-0531
	名倉体育館	名倉窓口センター(管理)  ☎65-0001 教育委員会(担当)  ☎62-0531
	津具スポーツ広場(弓道場、グラウンド)	教育委員会  ☎62-0531 管理課  ☎83-2301
	洲山運動広場	
	つぐ屋内ゲートボール場	管理課(担当)  ☎83-2301 (受付はゲートボール協会)

施設区分	施設名	問い合わせ先/担当部署
多目的 施設	ふれあい広場 (スイスイパーク、多目的広場)	ふれあい広場(予約受付) ☎62-1043 公共施設管理協会(管理) ☎62-0991 教育委員会(担当) ☎62-0531
	つぐグリーンプラザ (図書館、プール、多目的ホール、ト レーニング室)	つぐグリーンプラザ ☎83-2291 教育委員会 ☎62-0531 管理課 ☎83-2301
	面ノ木公園多目的施設	公共施設管理協会 ☎62-0991
図書館	設楽町民図書館	設楽町民図書館(貸出、返却) ☎62-1105 教育委員会(担当) ☎62-0531
博物館等	歴史の里田峯城	田峯城 ☎64-5505 公共施設管理協会(管理) ☎62-0991 産業課(担当) ☎62-0527
	奥三河郷土館 津具文化資料展示センター	奥三河郷土館 ☎62-1440
学校	学校校庭夜間照明施設 (清嶺小のみ)	清嶺小 ☎62-0704 教育委員会(担当) ☎62-0531
	学校開放施設	田口小 ☎62-0059 清嶺小 ☎62-0704 名倉小 ☎65-0004 津具小 ☎83-2013 設楽中 ☎63-0123 教育委員会(担当) ☎62-0531
幼児・児童施 設	子どもセンター	子どもセンター ☎62-1106 町民課(担当) ☎62-0519
福祉施設	老人福祉施設やすらぎの里	養護老人ホーム宝泉寮 ☎62-0784 デイサービスセンターしたら ☎62-1595 町民課 ☎62-0519
道の駅	アグリステーションなぐら	アグリステーションなぐら ☎65-0888
	つぐ高原グリーンパーク (イベント・サークル広場、バンガロ ー、貸テント、キャンプサイト、研修 室、テニスコートなど)	つぐ高原グリーンパーク ☎83-2344
	したら	道の駅したら(代表) ☎63-0120
	道の駅全般	産業課 ☎62-0527
その他	八橋斎苑	生活課 ☎62-0522



## 2

# 補助制度のご案内

事前に申請が必要なものもありますので、  
ご利用の場合はあらかじめ担当課へご相談ください。



# 補助制度のご案内



## ◎次世代育成支援(子育て支援・少子化対策)

・乳幼児や児童を養育している保護者の負担を軽減するため、出産の奨励、子どもの医療費助成、バスの通学児童・生徒の定期代の補助などを行います。

支援策	概要	対象	担当課
入学祝金支給事業	小学校、中学校、高校入学時に30,000円分の設楽町商工会商品券を支給 田口高校へ進学する生徒にはさらに30,000円分を加算	児童生徒の保護者	
奨学金償還支援補助	設楽町に暮らし、働きながら奨学金を返還している方に、償還額の1/2、上限14万4,000円/年額(最長60か月)を補助 田口高校卒業生は、償還額の2/3、上限19万2,000円/年額(最長60か月)を補助	町内に住民票を置き生活の実態がある方で奨学金を返還している方	企画ダム対策課
結婚祝い金	婚姻奨励 10,000円 ※手続きは、「結婚するとき」の届出の際に行います。	婚姻または婚姻後6月以内に転入した方	
高校生通学費補助	自宅から町外の高校へバス通学している生徒の定期代4割の補助(一部補助対象外の区間あり) ※田口高校生は、次ページ参照	バス通学生徒	生活課
子ども医療費助成	出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの保険診療分の自己負担額全額助成	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	
子育て支援応援金	3歳までの乳幼児の1人につき2,500円/月の支給 ※3月と9月にまとめて支給します。	3歳の誕生日の前月までの乳幼児	町民課
障害者施設等通所交通費助成	特別支援学校や障害者施設などに通うために必要な交通費の一部を助成	該当する障害者(児)など	
要保護準要保護就学援助	経済的理由により就学困難な児童・生徒に学用品などの援助	要保護準要保護児童・生徒	教育委員会
私立高等学校授業料等補助	私立高等学校へ通う生徒1人12,000円/年の補助	保護者が町内に住所を有する方	
新生児聴覚検査費用助成	生後4週以内に受けた新生児聴覚検査1回分の助成上限5,000円	生後4週以内の新生児	
おたふくかぜワクチン接種費用助成	おたふくかぜ予防のための予防接種費用の助成(1回限り)上限3,000円	1歳から3歳未満の幼児	
子どもインフルエンザ予防接種費用助成	予防接種費用の助成(全額助成)	6か月から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	保健福祉センター
風しんワクチン接種費用助成	先天性風しん症候群予防のための予防接種費用の助成(1回限り)上限5,000円	風しん抗体価が低く妊娠を予定または希望する女性とその配偶者などの同居者	
特別な理由による任意予防接種費用助成	骨髄移植などにより定期接種ワクチンを再接種した場合の費用を助成	ワクチンの種類ごとに上限年齢あり	



## ◎田口高校に対する支援

・地域内外の方から選ばれる高校となるため、田口高校魅力化の支援をします。

支援策	概要	対象	担当課
入学祝金支給事業	高校入学時に支給される入学祝い金に、田口高校へ進学される方はさらに30,000円分加算	田口高校へ入学される方	企画ダム対策課
設楽町田口高校生資格等取得支援事業	田口高校生が在学中に、別に定められた技能審査を受験した場合に、その検定料に相当する額を補助	田口高校に在学している方	
奨学金償還支援補助	設楽町に暮らし、働きながら奨学金を返還している田口高校卒業生の方に、償還額の2/3、上限19万2,000円/年額(最長60か月)を補助	町内に住民票を置き生活の実態がある方で奨学金を返還している方	
高校生通学費補助	自宅から田口高校へ通学する生徒のバス代を全額補助	バス通学生徒	生活課
路線バス乗車回数券購入費補助金	基幹バス田口新城線の乗車回数券の購入費を3割補助	町内に住所を有する者と田口高校の寮生 ※小学生、障害者手帳保持者を除く	



## ◎高齢者支援

・敬老会を行う地区への助成や金婚を迎える夫婦へ祝品を贈り、長寿高齢者をお祝いします。また、高齢者の交通手段の確保などを行い、生きがいある豊かな暮らしを支援します。

支援策	概要	対象	担当課
地区敬老事業交付金	敬老会を実施する行政区に交付金を交付	全行政区	町民課
敬老祝品支給	満77歳、満88歳と数え100歳以上の高齢者へ支給	満77歳、満88歳と数え100歳以上の方	
家族介護用品給付	紙おむつを年4回(1回135枚を目安)支給 要介護認定が要介護4または要介護5の方で一定の基準にあたる場合、東三河広域連合の家族介護用品給付事業を利用可能	障害者・高齢者のうち寝たきり状態などでオムツの必要な方	
福祉移送サービス事業	要介護認定者、障害者などの方は、シルバー人材センターやタクシー事業者による移送サービスを有料で利用可能 5km未満(500円)、5km以上(1km以上毎に100円加算)	要介護認定者、要支援認定者、障害者など	
緊急通報システム制度	緊急時における通報手段の確保が困難な方に緊急通報システムの設置費、撤去費と利用料の3/4を助成	65歳以上の高齢者世帯の方	
介護予防活動支援交付金	介護予防などを実施する団体に対して、対象経費の上限40万円を助成	町民団体など	
後期高齢者福祉医療費助成	後期高齢者福祉医療受給者の保険診療分の自己負担額を全額または一部助成	後期高齢者医療保険加入者で重度の障害認定を受けている方と1人暮らし高齢者(町民税非課税、収入80万円以下)	
高齢者安全運転応援補助	安全運転支援装置の購入と取り付け費用の一部の助成 ・障害物検知機能付き 上限32,000円 ・障害物検知機能なし 上限16,000円	65歳以上の運転免許保有の方	
難聴高齢者補聴器購入費等助成	法律に基づく補聴器の支給対象とならない難聴高齢者に対して、補聴器の購入費と修理、調整費の一部助成 ・購入 片耳上限50,000円 ・修理、調整 上限10,000円	満65歳以上で医師の意見書を得た方	

支援策	概要	対象	担当課
高齢者等ふれあいごみ収集助成	高齢者や障害者などの世帯でごみ出しが困難な世帯に対して、ごみ収集場所などまでの持ち込みの支援 ・ごみ収集場まで 1世帯1回150円 ・中田クリーンセンター 1車1回1,000円	ごみ出し支援団体 (社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人など)	町民課
高齢者運転免許証自主返納者サポート補助金	交通事故の未然防止と免許返納後の生活支援の一助を目的にサポート(1人1回限り) ・町営バスまたは豊鉄バス津具線定期券購入費用 上限15,000円 ・豊鉄バス「元気バス」購入費用 上限15,000円 ・豊鉄バス「回数券」購入費用 上限10,000円	町内在住の 65歳以上の方	生活課
高齢者インフルエンザ予防接種費用助成	予防接種費用の助成(全額助成)	・接種の時点で65歳以上の方 ・60歳以上で内臓疾患に罹患している(身体障害者手帳1級相当)の方	保健福祉センター
肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成	予防接種費用の助成(生涯一回のみ4,000円)	・接種の時点で65歳以上の方 ・60歳以上で内臓疾患に罹患している(身体障害者手帳1級相当)の方	



## ◎妊産婦支援

・妊婦の健診費用助成のほか、子どもの産みやすい環境をつくるため、妊産婦の歯科健診、妊産婦教室を行っています。

支援策	概要	対象	担当課
妊産婦医療費助成	妊娠届出をした月の初日から出産日の翌月末日までの保険診療分の自己負担額を全額助成	妊産婦	町民課
妊産婦健診費用助成	妊婦健診費用を14回(多胎妊婦19回)・産後健診費用2回を助成	妊産婦	保健福祉センター
一般不妊治療費用助成	保険診療分から高額療養費を除いた額 (1年度上限15万円) ※助成期間制限有り	妊娠を希望する女性	
特定不妊治療費用助成	1回の治療につき保険診療分から高額療養費を除いた額 (1回上限50万円) ※助成回数制限有り	43歳未満の妊娠を希望する女性	
妊婦出産滞延費用助成	妊婦が出産に備え、病院近くに宿泊した場合の費用を1泊10,000円、出産前の7日を上限に助成	妊婦と付き添い者1名	
産後ケア事業費用助成	産後ケア事業を提供する病院などに宿泊してケアを受けた場合、1泊2日から7日以内で費用の8割を助成	産後4か月未満の母子	



## ◎福祉医療費助成・予防接種費助成・骨髄移植ドナー等助成

・身体や精神に障害のある方や母子・父子家庭の負担を軽減するため、医療費の助成を行っています。  
・風しん抗体検査と予防接種費用の助成や、骨髄バンク提供者への助成などを行っています。

支援策	概要	対象	担当課
母子父子家庭医療費助成	母子父子家庭の保険診療分の自己負担額を全額助成	一定基準以下の所得の母子父子家庭	町民課
障害者医療費助成	障害者医療受給者の保険診療分の自己負担額を全額助成	重度の身体障害者手帳または療育手帳所持者など	
精神障害者医療費助成	・精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者 →保険診療分の自己負担額を全額助成  ・精神障害者保健福祉手帳3級または自立支援医療受給者証の実所持者 →精神通院にかかる保険診療分の自己負担額を全額助成 精神科入院にかかる保険診療分の自己負担額を1/2助成	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者と自立支援医療受給者	

支援策	概要	対象	担当課
緊急風しん抗体検査等事業	予防接種法に基づき、抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査と予防接種費用を全額助成	1962(昭和37)年4月2日から1979(昭和54)年4月1日生まれの男性	保健福祉センター
がん患者アピアランスケア支援事業	がん治療に起因する脱毛に対するウィッグ、または乳がん治療による乳房の変形に対する補整具の購入費の1/2の金額を助成(各1回、上限20,000円)	がん患者で治療を受けた方	
若年がん患者在宅療養支援事業	若年がん患者の在宅サービス、福祉用具の貸与、購入にかかる費用の9割を助成(上限額54,000円/月)	サービス利用時点で0歳以上40歳未満のがん患者で回復の見込みが無い状態に至ったと診断された方	
带状疱疹予防接種費用助成	不活化ワクチン2回まで、または水痘生ワクチン1回までの予防接種費用1/2(町外接種の場合上限あり)を助成 ※生涯1回のみ	接種の時点で50歳以上の方	
骨髄移植ドナー等助成事業	・骨髄提供者への助成 入院・通院日数(上限7日)×20,000円 ・骨髄提供者が勤務する事業所への助成 上記入院・通院日数×10,000円	骨髄提供者、その勤務先事業所(国内)	
障害者インフルエンザ予防接種費用助成	予防接種費用の助成(全額助成)	60歳未満で内臓疾患に罹患している(身体障害者手帳1級相当)の方	



## ◎療養費の支給

・国民健康保険と後期高齢者医療保険被保険者が医師などにかかった費用を全額自己負担された場合、自己負担分を除いた費用を申請により後日支給します。ただし、費用支払日の翌日から2年以内に申請を行う必要があります。

支援策	概要	対象	担当課
療養費の支給	旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けた場合の費用	町国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者	町民課
	コルセットなどの補装具代(医師が必要と認めた場合に限り)		
	骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた場合の費用		
	医師が必要と認めるはり・きゅう・マッサージなどの施術を受けた場合の費用		



## ◎農業支援

・農業施設整備への資金貸付などを行い農業経営の安定や農業振興を図ります。また、猿や猪などから農作物を守るため電牧柵の設置や狩猟免許の取得を推進しています。

支援策	概要	対象	担当課
農林水産物鳥獣害対策事業補助	鳥獣害防護柵などの設置経費の補助	農業者	産業課
	(個人)事業費の1/2(上限50,000円)		
	(集団)事業費の2/3(1戸につき上限50,000円)		
営農対策事業補助	雨よけハウス(100㎡以上)の資材購入費・営農用井戸設置経費の1/3以内を補助(10a当り上限50万円)	農業者	産業課
	温室施設(500㎡以上)の工事費の1/3以内を補助(上限300万円)		
	農業者が生産した農産物等を商品としてPRするためのデザイン制作費を補助 1/2以内(上限10万円)を補助		
狩猟免許取得支援事業補助	狩猟免許取得及び更新にかかる経費(受験手数料及び診断書手数料・講習会受講料・講習会テキスト代金など)の全額を補助(千円未満切り捨て)	町内在住者で有害鳥獣駆除に従事する意思のある方	



## ◎林業支援

・水源林整備を促進するため、間伐や枝打ちなどの森林整備を補助し、山主の負担の軽減を図ります。

支援策	概要	対象	担当課
間伐材搬出事業補助	町内の山林で伐採した間伐材を市場等に搬出した場合に1㎡当り1,600円を補助	森林所有者 (一部法人を除く) 設楽森林組合	産業課
林業経営作業道開設事業補助	作業道を開設した場合に1㎡当り3,500円、上限140万円(ただし実行経費以内)を補助	設楽森林組合 町在住の森林所有者 (法人を除く)	
小規模森林整備事業補助金	小規模森林(面積が0.05ha以上3ha未満の森林)の森林整備に係る経費の8/10以内(上限100万円)を補助	森林所有者 (法人を除く)	
林業機械購入等事業補助金	林業機械及び労働安全装備品の購入、安全講習の受講に係る経費の1/2以内(上限50,000円)を補助	町在住の森林所有者 (法人を除く)	
林業退職金共済制度掛金助成	林退共に加する掛金の一部(1人1日460円を限度、補助対象事業費の2/3以内、公共事業等従事日数を除く)を補助	県内に事務所または事業所を有し林退共に加している事業主	



## ◎地域づくり・人材育成支援

・地域づくりや人材育成を進めるために、移住定住を含めて、さまざまな角度からの支援を行います。

支援策	概要	対象	担当課
防犯灯設置事業	安全なまちづくりを行うため、申請により町で防犯灯を設置し、設置完了後は、行政区に引き渡し予定	全行政区	総務課
設楽町消防団員準中型自動車免許取得費補助金	平成29年3月12日以降に普通自動車運転免許を取得した設楽町消防団員に準中型免許の取得費用を助成	平成29年3月12日以降に普通自動車運転免許を取得した設楽町消防団員	
奨学金償還支援補助	設楽町に暮らし、働きながら奨学金を返還している方に、償還額の1/2、上限14万4,000円/年額(最長60か月)を補助 田口高校卒業生は、償還額の2/3、上限19万2,000円/年額(最長60か月)を補助	町内に住民票を置き生活の実態がある方で奨学金を返還している方	企画ダム対策課
イベント補助金	地域全体の振興のため町民が行うイベント事業費用の1/2以内(10~100万円)を補助	実行委員会、NPO法人など	
したらの愛創造プラン提案事業交付金	町民が地域に愛着を持つよう企画提案した事業に交付(1事業上限20万円)	町内で活動するグループなど	
設楽町空地・空家仲介活用報奨金	町内の空地・空家の所有者と移住者との売買の契約が登録された宅地建物取引業の仲介により成立した場合に交付(自ら発掘した空家1件10万円、空家バンク登録物件1件50,000円)	登録された宅地建物取引業者	
設楽町若者定住促進住宅補助金	町内に住宅を新築する場合に、費用の1/3以内を補助(上限200万円)	中学生以下の子供のいる世帯、年齢の合計が80歳以下の夫婦、または年齢が満40歳未満の者	
空家・空店舗家財道具等処分補助金	空家バンクの登録物件の片付けにかかる費用は1/2を補助(上限10万円)	中学生以下の子供のいる世帯、年齢の合計が80歳以下の夫婦、または年齢が満40歳未満の者	
ボランティア活動支援	町道などの草刈、清掃活動などのボランティア活動に対し、ボランティア保険の加入	町民	生活課
奥三河総合センター体育施設等使用料補助	奥三河総合センター体育施設などの利用に要する経費の3割以内を補助	町民、町内在勤者	教育委員会

支援策	概要	対象	担当課
介護職資格取得支援制度	介護職員初任者研修の受講経費の一部を上限30,000円を補助 ※設楽町民は東三河広域連合の介護職員初任者研修受講支援等補助金が利用が可能	東三河8市町村以外に住所を有する田口高校の生徒、町内介護施設などの従業員で研修課程を修了した方	町民課
保育士試験支援補助金	保育士試験の受験経費の一部を上限30,000円を補助	保育士試験の合格者	
子育て支援員研修支援補助金	子育て支援員研修の受講経費の一部を上限30,000円を補助	子育て支援員研修の修了者	



## ◎起業支援

・新たな起業と雇用の創出を支援し、地域経済の活性化と定住の促進を図ります。

支援策	概要	対象	担当課
商工業活性化補助金	・創業支援 設備費などの起業に要する経費の1/2(上限100万円)を補助	町内に事業所を有する団体・中小企業者、町内に住所を有する者	産業課
	・特産品開発 町の地域資源を活用した新商品の開発に要する経費の1/2(上限50万円)を補助		
	・販路拡大 販路拡大を図るために要する経費の1/2(上限20万円)を補助		



## ◎その他(住環境の整備など)

・住宅建築に対する奨励や無利子貸付などにより生活基盤整備や合併処理浄化槽の設置補助などを行い、住まいの環境整備を促進します。

支援策	概要	対象	担当課
無料木造住宅耐震診断	耐震診断員を派遣し無料で診断を実施	1981年(昭和56年)5月31日以前に着工された木造住宅	総務課
木造住宅耐震改修費補助	木造住宅の耐震改修工事に対する(1)耐震補強工事費(2)改修設計費(3)附帯工事費の補助 (1)+(2)+(3)の合計(上限100万円)	耐震診断を受けた方	
木造住宅耐震シェルター整備費補助	住宅内に耐震性の高い空間(耐震シェルター)を整備する工事に対する補助(上限30万円)	耐震診断を受けた方	
住宅資金貸付	住宅の取得・増改築経費の無利子貸付(上限300万円・1人1回限り)	住宅を建てる方 (年齢満40歳未満の方)	企画ダム対策課
設備整備資金貸付	農業・林業・営業のための設備投資経費の無利子貸付(上限300万円・1人1回限り)	設備整備を行う方	
木質バイオマスストーブ等購入設置費補助金	薪、チップまたはペレットを主燃料として使用するストーブまたはボイラーの購入費などに対し、費用の1/2以内(上限30万円)を補助	町内に住宅、事務所、農業用施設または集会施設を所有する個人、法人または団体	
介護保険住宅改修給付	手すりの設置、段差の解消などにかかる工事費の対象経費のうち7～9割を給付(対象経費20万円まで)	要介護・要支援認定者	町民課
介護保険福祉用具購入費給付	ポータブルトイレなどにかかる福祉用具購入費の対象経費のうち7～9割を給付(対象経費10万円まで)	要介護・要支援認定者	

支援策	概要	対象	担当課
住宅用太陽光発電施設設置費補助金	住宅用太陽光発電施設の設置に要する経費 ・蓄電池 10万円 ・住宅用太陽光発電システム(10kw未満)+家庭用エネルギー管理システム+蓄電池 →一体導入 20万円	住宅用太陽光発電施設の設置を行う方	生活課
飲料水安定確保対策事業補助金	飲用井戸(新設・更新)を整備するための費用を補助(上限1世帯300万円、複数世帯共同500万円)ただし、水道φ13mm分担金相当分を控除する	水道未普及地域および竹島地区に住所を有している方	
浄化槽設置補助	浄化槽設置と更新費の補助(処理人槽により補助額が異なる)と浄化槽設置に伴う宅内配管工事費(浄化槽への流入管、ます、放流先までの放流管設置費)、既設浄化槽や汲み取り便槽の撤去費を補助	浄化槽の設置・更新を行う方	
公共下水道・農業集落排水処理施設接続促進事業補助金	新規に公共下水道・農業集落排水処理施設への接続工事に要する費用を補助 (1)公共ますから集ますまでの工事費への補助(全額) ※供用開始から3年以内に限る (2)宅内から集ますまでの工事費に関する補助(上限10万円) (3)浄化槽等撤去または有用物への改修に対する補助(上限90,000円)	新規に公共下水道・農業集落排水処理施設への接続工事を行う方	
生ゴミ処理器設置補助	生ゴミ処理器購入費の1/3補助(上限20,000円)	ゴミ処理器を購入する方	
飼い主不明な猫不妊手術費補助金	町内に生息する飼い主が不明な猫または飼い主のいない猫の不妊手術費用を補助(上限 オス猫10,000円/匹、メス猫20,000円/匹)	町内に住所を有する個人または団体	
資源回収団体報奨金	新聞、雑誌、ダンボール等を収集する資源回収団体に対し報奨金を支払う(1回5,000円+1kgにつき2円)	1団体10名以上の資源回収団体	
路線バス乗車回数券購入費補助金	基幹バス田口新城線の乗車回数券の購入費の3割を補助	町内に住所を有する者および田口高校の寮生 ※小学生、障害者手帳保持者を除く	建設課
特定空家等解体事業補助金	町内にある空家で「特定空家等」と認定され、倒壊の危険性があるなどの家屋を全部解体する場合その経費の2/3(上限50万円)を補助	「特定家屋等」を解体する所有者 (同等の権利を有する者含む)	
設楽町ブロック塀等撤去費補助金	町内のブロック塀等の所有者が、道路および公共施設などの敷地に面するすべてのブロック塀等を撤去する場合その費用とブロック塀等の延長に10,000円/mを乗じた額のいずれか少ない額の1/2(上限10万円)を補助	ブロック塀等を所有する個人または法人	
設楽町住宅リフォーム事業補助金	町内業者を利用して町民の方が町内にある住宅のリフォームを行う場合に工事費の1/5、上限10万円(ただし申請者が、中学生以下の子を有する者、または40歳未満の者、または配偶者との合計年齢が80歳未満の者は補助率1/2、上限50万円)を補助	補助金の交付を受けてから引き続き当該住宅に住居登録をし5年以上居住する者	
特定公共賃貸住宅家賃減額制度	所得額により入居当初から概ね5年間家賃の減額が受けられることが可能(最高10,000円の減額)	特定公共賃貸住宅入居者	

A decorative border consisting of a thin black line forming a rounded rectangle. At the corners and along the top and bottom edges, there are line drawings of flowers and leaves. The top-left corner has one flower. The top edge has two flowers. The bottom-left corner has one flower. The bottom edge has two flowers.

3

生まれてからの  
できごとに沿って



# ライフサイクルインデックス

こんなときにはどんな届出が必要なの？どんな補助制度があるの？どんな事ができるの？



## 妊娠・出産

※関係する届出 出生届(p2)

補助金の名称	補助金の概要	対象	担当課
妊産婦医療費助成	妊娠届出をした月の初日から出産翌月末日までの保険診療分の自己負担額を全額助成	妊産婦	町民課
妊産婦健診費用助成	妊婦健診費用を14回(多胎妊婦19回)・産後健診費用2回を助成	妊産婦	保健福祉センター
一般不妊治療費用助成	保険診療分から高額療養費を除いた額(1年度上限15万円) ※助成期間制限有り	妊娠を希望する女性	
特定不妊治療費用助成	1回の治療につき保険診療分から高額療養費を除いた額(1回上限50万円) ※助成回数制限有り	43歳未満の妊娠を希望する女性	
妊婦出産滞滞費用助成	妊婦が出産に備え、病院近くに宿泊した場合の費用を1泊10,000円、出産前の7日を上限に助成	妊婦と付き添い者1名	
産後ケア事業費用助成	産後ケア事業を提供する病院などを利用してケアを受けた場合、7日以内で費用の8割を助成	産後4か月未満の母子	
風しんワクチン接種費用助成	先天性風しん症候群予防のための予防接種費用の助成(1回限り)上限5,000円	風しん抗体価が低く妊娠を予定または希望する女性とその配偶者などの同居者	



## 子育て

補助金の名称	補助金の概要	対象	担当課
子ども医療費助成	出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの保険診療分の自己負担額全額助成	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	町民課
子育て支援応援金	3歳までの乳幼児の一人につき2,500円/月の支給(3月と9月にまとめて支給)	3歳の誕生日の前月までの乳幼児	保健福祉センター
新生児聴覚検査費用助成	生後4週以内に受けた新生児聴覚検査1回分の助成(上限5,000円)	生後4週以内の新生児	
おたふくかぜワクチン接種費用助成	おたふくかぜ予防のための予防接種費用の助成(上限3,000円)(1回限り)	1歳から3歳未満の幼児	
子どもインフルエンザ予防接種費用助成	予防接種費用の助成(全額助成)	6か月から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	
特別な理由による任意予防接種の費用助成	骨髄移植などにより定期接種ワクチンを再接種した場合の費用を助成	ワクチンの種類ごとに上限年齢あり	



## 入園・入学

補助金の名称	補助金の概要	対象	担当課
入学祝金支給	小学校、中学校、高校入学時に30,000円分の設楽町商工会商品券を支給 田口高校へ進学する生徒にはさらに30,000円分を加算	児童生徒の保護者	企画ダム対策課
田口高校生資格等取得支援事業	田口高校が在学中に、別に定められた技能審査を受験した場合に、その検定料に相当する額を補助	田口高校に在学している方	
子育て支援員研修支援補助金	子育て支援員研修の受講経費の一部を上限30,000円を補助	子育て支援員研修の修了者	町民課
保育士試験支援補助金	保育士試験の受験経費の一部を上限30,000円を補助	保育士試験の合格者	
介護職資格取得支援補助金	介護職員初任者研修の受講経費の一部を補助(上限30,000円) ※設楽町民は東三河広域連合の介護職員初任者研修受講支援等補助金が利用可能	東三河8市町村以外に住所を有する田口高校の生徒、町内介護施設などの従業員で研修課程を修了した方	
高校生通学費補助	自宅から町外の高校へバス通学している生徒の定期代4割の補助(一部補助対象外の区間あり) ※田口高校生は、15ページ参照	バス通学生徒	生活課
要保護準要保護就学援助	経済的理由により就学困難な児童・生徒に学用品などの援助	要保護準要保護児童・生徒	教育委員会
私立高等学校授業料等補助	私立高等学校へ通う生徒1人12,000円/年の補助	保護者が町内に住所を有する方	



## 就職

補助金の名称	補助金の概要	対象	担当課
奨学金償還支援補助	設楽町に暮らし、働きながら奨学金を返還している方に、償還額の1/2、上限14万4,000円/年額(最長60か月)を補助 田口高校卒業生は、償還額の2/3、上限19万2,000円/年額(最長60か月)を補助	町内に住民票を置き生活の実態がある方で奨学金を返還している方	企画ダム対策課
障害者施設等通所交通費助成	特別支援学校や障害者施設などに通うために必要な交通費の一部を助成	該当する障害者(児)など	町民課
商工業活性化補助金	・創業支援 設備費等の起業に要する経費の1/2を補助(上限100万円)	町内に事業所を有する団体・中小企業者、町内に住所を有する者	産業課
	・特産品開発 町の地域資源を活用した新商品の開発に要する経費の1/2を補助(上限50万円)		
	・販路拡大 販路拡大を図るために要する経費の1/2を補助(上限20万円)		



# 生活

## ※関係する届出 印鑑登録(p4)

補助金の名称	補助金の概要	対象	担当課
無料木造住宅耐震診断	耐震診断員を派遣し無料で診断の実施	1981年(昭和56年)5月31日以前に着工された木造住宅	総務課
木造住宅耐震改修費補助	木造住宅の耐震改修工事に対する(1)耐震補強工事費(2)改修設計費(3)附帯工事費の補助(1)+(2)+(3)の合計(上限100万円)	耐震診断を受けた方	
木造住宅耐震シェルター整備費補助	住宅内に耐震性の高い空間(耐震シェルター)を整備する工事に対する補助(上限30万円)	耐震診断を受けた方	
したらの愛創造プラン提案事業交付金	町民が地域に愛着を持つよう企画提案した事業に交付(1事業上限20万円)	町内で活動するグループなど	企画ダム対策課
イベント補助金	地域全体の振興のため町民が行うイベント事業費用の1/2以内(10~100万円)を助成	実行委員会、NPO法人など	
空地・空家仲介活用報奨金	町内の空地・空家の所有者と移住者との売買の契約が登録された宅地建物取引業の仲介により成立した場合に交付(自ら発掘した空家1件10万円、空家バンク登録物件1件50,000円)	登録された宅地建物取引業者	
若者定住促進住宅補助金	町内に住宅を新築する場合に、費用の1/3以内を補助(上限200万円)	中学生以下の子供のいる世帯、年齢の合計が80歳以下の夫婦、または年齢が満40歳未満の者	
空家・空店舗家財道具等処分補助金	空家バンクの登録物件の片付けにかかる費用は1/2を補助(上限10万円)		
住宅資金貸付	住宅の取得・増改築経費の無利子貸付(上限300万円・1人1回限り)	住宅を建てる方(年齢満40歳未満の方)	
設備整備資金貸付	農業・林業・営業のための設備投資経費の無利子貸付(上限300万円・1人1回限り)	設備整備を行う方	
木質バイオマスストーブ等購入設置費補助金	薪、チップまたはペレットを主燃料として使用するストーブまたはボイラーの購入費などに対し、費用の1/2以内を補助(上限30万円)	町内に住宅、事務所、農業用施設または集会施設を所有する個人、法人または団体	
介護保険住宅改修給付	手すりの設置、段差の解消などに係る工事費の対象経費のうち7~9割を給付(対象経費20万円まで)	要介護・要支援認定者	
介護保険福祉用具購入費給付	ポータブルトイレなどに係る福祉用具購入費の対象経費のうち7~9割を給付(対象経費10万円まで)		
ボランティア活動支援	町道などの草刈、清掃活動などのボランティア活動に対し、ボランティア保険の加入	町民	生活課
高齢者運転免許証自主返納者サポート補助金	交通事故の未然防止と免許返納後の生活支援の一助を目的にサポートします(1人1回限り) ・町営バスまたは豊鉄バス津具線定期券購入費用 上限15,000円 ・豊鉄バス「元気バス」購入費用 上限15,000円 ・豊鉄バス「回数券」購入費用 上限10,000円	町内在住の65歳以上の方	

補助金の名称	補助金の概要	対象	担当課
住宅用太陽光発電施設設置費補助金	住宅用太陽光発電施設の設置に要する経費 ・蓄電池 10万円 ・住宅用太陽光発電システム(10kw未満)+家庭用エネルギー管理システム+蓄電池→一体導入 20万円	住宅用太陽光発電施設の設置を行う方	
飲料水安定確保対策事業補助金	飲用井戸(新設・更新)を整備するための費用を補助(上限1世帯300万円、複数世帯共同500万円) ただし、水道φ13mm分担金相当分を控除	水道未普及地域および竹島地区に住所を有している方	
浄化槽設置補助	浄化槽設置費と更新費の補助(処理人槽により補助額が異なる)と浄化槽設置に伴う宅内配管工事費(浄化槽への流入管、ます、放流先までの放流管設置費)、既設浄化槽や汲み取り便槽の撤去費を補助	浄化槽の設置・更新を行う方	生活課
生ゴミ処理機設置補助	生ゴミ処理器購入費の1/3補助(上限20,000円)	ゴミ処理器を購入する方	
路線バス乗車回数券購入費補助金	基幹バス田口新城線の乗車回数券の購入費の3割を補助	町内に住所を有する者および田口高校の寮生 ※小学生、障害者手帳保持者を除く	
農林水産物鳥獣害対策事業補助	鳥獣害防護柵などの設置経費の補助 (個人) 事業費の1/2(上限50,000円) (集団) 事業費の2/3(1戸につき上限50,000円)		
営農対策事業補助	・雨よけハウス(100㎡以上)の資材購入費・営農用井戸設置経費の1/3以内を補助(10a当り上限50万円) ・温室施設(500㎡以上)の工事費の1/3以内を補助(上限300万円) 農業者が生産した農産物等を商品PRするためのデザイン制作費を補助 1/2以内(上限10万円)を補助	農業者	産業課
間伐材搬出事業補助	町内の山林で伐採した間伐材を市場などに搬出した場合に1㎡当り1,600円を補助	森林所有者(一部法人を除く) 設楽森林組合	
林業経営作業道開設事業補助	作業道を開設した場合に1m当り3,500円、上限140万円(ただし実行経費以内)を補助	設楽森林組合 町在住の森林所有者(法人を除く)	
小規模森林整備事業補助金	小規模森林(面積が0.05ha以上3ha未満の森林)の森林整備に係る経費の8/10以内(上限100万円)を補助	森林所有者(法人を除く)	
林業機械購入等事業補助金	林業機械及び労働安全装備品の購入、安全講習の受講に係る経費の1/2以内(上限5万円)を補助	町在住の森林所有者(法人を除く)	
奥三河総合センター体育施設等使用料補助	奥三河総合センター体育施設などの利用に要する経費の3割以内を補助	町民、町内在勤者	教育委員会

補助金の名称	補助金の概要	対象	担当課
特定空家等解体事業補助金	町内にある空家で「特定空家等」と認定され、倒壊の危険性があるなどの家屋を全部解体する場合その経費の2/3(上限50万円)を補助	「特定家屋等」を解体する所有者(同等の権利を有する者含む)	建設課
設楽町ブロック塀等撤去費補助金	町内のブロック塀等の所有者が、道路および公共施設などの敷地に面するすべてのブロック塀等を撤去する場合その費用とブロック塀等の延長に10,000円/mを乗じた額のいずれか少ない額の1/2(上限10万円)を補助	ブロック塀等を所有する個人または法人	
設楽町住宅リフォーム事業補助金	町内業者を利用して町民の方が町内にある住宅のリフォームを行う場合に工事費の1/5、上限10万円(ただし申請者が、中学生以下の子を有する者、または40歳未満の者、または配偶者との合計年齢が80歳未満の者は補助率1/2、上限50万円)を補助	補助金の交付を受けてから引き続き当該住宅に住居登録をし5年以上居住する者	
特定公共賃貸住宅家賃減額制度	所得額により入居当初から概ね5年間家賃の減額が可能(最高10,000円の減額)	特定公共賃貸住宅入居者	



## 結婚

※関係する届出 婚姻届(p2) 離婚届(p3)

補助金の名称	補助金の概要	対象	担当課
結婚祝い金	結婚祝い金として10,000円分の設楽町商工会商品券を贈呈	婚姻または婚姻後6月以内に転入した方	企画ダム対策課



## 引越し

※関係する届出 転籍届、転入届、転出届、転居届(p3)  
北設情報ネットワーク(p6)

必要なこと	概要	担当課
テレビ放送、インターネット接続サービス	テレビ放送、インターネット接続サービスを提供している「北設情報ネットワーク」への加入申込の受付	企画ダム対策課
簡易水道・下水道・農業集落排水の利用	新たに使用する場合や使用者の名義を変更する場合は、届出が必要 新設の場合は別途加入分担金が必要 使用可能な区域については生活課まで	生活課



## 医療

補助金の名称	補助金の概要	対象	担当課
後期高齢者福祉医療費助成	後期高齢者福祉医療受給者の保険診療分の自己負担額を全額または一部助成	後期高齢者医療保険加入者で重度の障害認定を受けている方と1人暮らし高齢者(町民税非課税、収入80万円以下)	町民課
障害者医療費助成	障害者医療受給者の保険診療分の自己負担額を全額助成	重度の身体障害者手帳または療育手帳所持者など	
母子父子家庭医療費助成	母子家庭などの保険診療分の自己負担額を全額助成	一定基準以下の所得の母子家庭など	
精神障害者医療費助成	精神障害者医療受給者の保険診療分の自己負担額を全額または一部助成	・精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者 ・自立支援医療受給者証所持者	
療養費の支給	旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けた場合の費用  コルセットなどの補装具代 (医師が必要と認めた場合に限る)  骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた場合の費用  医師が必要と認めるはり・きゅう・マッサージなどの施術を受けた場合の費用	町国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者	
国民健康保険人間ドック助成	人間ドックの受診に要した費用の一部を助成 ・節目:20,000円 ・節目以外:当該年度の特定健診費用を上限(令和5年度は12,614円)	・節目:年度末の年齢が35、40、50、60歳の国民健康保険加入者 ・節目以外:節目以外の満35歳以上の国民健康保険加入者	保健福祉センター
緊急風しん抗体検査等事業	予防接種法に基づき、抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査と予防接種費用を全額助成	1962(昭和37)年4月2日から1979(昭和54)年4月1日生まれの男性	
骨髄移植ドナー等助成事業	・骨髄提供者への助成 入院・通院日数(上限7日)×20,000円 ・骨髄提供者が勤務する事業所への助成 上記入院・通院日数×10,000円	骨髄提供者、その勤務先事業所(国内)	
高齢者インフルエンザ予防接種費用助成	予防接種費用の助成(全額助成)	・接種の時点で65歳以上の方 ・60歳以上で内臓疾患に罹患している(身体障害者手帳1級相当)の方	
障害者インフルエンザ予防接種費用助成	予防接種費用の助成(全額助成)	60歳未満で内臓疾患に罹患している(身体障害者手帳1級相当)の方	
肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成	予防接種費用の助成(生涯一回のみ4,000円)	・接種の時点で65歳以上の方 ・60歳以上で内臓疾患に罹患している(身体障害者手帳1級相当)の方	

補助金の名称	補助金の概要	対象	担当課
がん患者アピアランスケア支援事業	がん治療に起因する脱毛に対するウィッグ、または乳がん治療による乳房の変形に対する補整具の購入費の1/2の金額を助成(各1回、上限20,000円)	がん患者で治療を受けた者	保健福祉センター
若年がん患者在宅療養支援事業	若年がん患者の在宅サービス、福祉用具の貸与、購入にかかる費用の9割を助成(上限額54,000円/月)	サービス利用時点で0歳以上40歳未満のがん患者で回復の見込みが無い状態に至ったと診断された方	
帯状疱疹予防接種費用助成	不活化ワクチン2回まで、または水痘生ワクチン1回までの予防接種費用1/2(町外接種の場合上限あり)を助成※生涯1回のみ	接種の時点で50歳以上の方	



## 福祉

補助金の名称	補助金の概要	対象	担当課
地区敬老事業交付金	敬老会を実施する行政区に交付金を交付	全行政区	町民課
敬老祝品支給	満77歳、満88歳と数え100歳以上の高齢者へ支給	満77歳、満88歳と数え100歳以上の方	
家族介護用品給付	紙おむつを年4回(1回135枚を目安)支給 要介護認定が要介護4または要介護5の方で一定の基準にあたる場合、東三河広域連合の家族介護用品給付事業を利用可能	障害者・高齢者のうち寝たきり状態などでオムツの必要な方	
福祉移送サービス事業	要介護認定者、障害者などの方は、シルバー人材センターやタクシー事業者による移送サービスを有料で利用可能	要介護認定者、要支援認定者障害者など	
緊急通報システム制度	緊急時における通報手段の確保が困難な方に緊急通報システムの設置費、撤去費の全額と利用料の3/4を助成	65歳以上の高齢者世帯の方	
介護予防活動支援交付金	介護予防等を実施する団体に対して、対象経費を助成(上限40万円)	町民団体など	
高齢者安全運転応援補助金	安全運転支援装置の購入と取付費用の一部を助成 ・障害物検知機能付き 上限32,000円 ・障害物検知機能なし 上限16,000円	65歳以上の運転免許保有の方	
難聴高齢者補聴器購入費等助成	法律に基づく補聴器の支給対象とならない難聴高齢者に対して、補聴器の購入費と修理、調整費の一部助成 ・購入 片耳上限50,000円 ・修理・調整 上限10,000円	満65歳以上で医師の意見書を得た方	



## お悔み

※関係する届出死亡届(p2)

できること	概要	対象	担当課
お悔やみ放送	設楽町民の葬儀に関する情報を広報無線で全町に放送を実施	希望する親族	町民課



## ◎お問い合わせ先電話番号

### 本庁

設楽町役場	総務課	☎62-0511(代表)
	企画ダム対策課	☎62-0514(ダイヤルイン)
	財政課	☎62-0516(ダイヤルイン)
	町民課	☎62-0519(ダイヤルイン)
	産業課	☎62-0527(ダイヤルイン)
	建設課	☎62-0528(ダイヤルイン)
	生活課	☎62-0522(ダイヤルイン)
	出納室	☎62-0513(ダイヤルイン)
	議会事務局	☎62-0532(ダイヤルイン)
	教育委員会	☎62-0531(ダイヤルイン)
したら保健福祉センター		☎62-0901(ダイヤルイン)

### 津具総合支所

津具総合支所	管理課	☎83-2301
つぐ保健福祉センター		☎83-2665
つぐ診療所		☎83-3001

### 保育園・窓口センター

名倉保育園		☎65-0021
清嶺保育園		☎62-2302
津具保育園		☎83-2177
名倉窓口センター(農協名倉店内)		☎65-0001
段嶺窓口センター(段嶺郵便局内)		☎64-5142
神田窓口センター(原田商店内)		☎62-1898